

上高地公式ウェブサイト 広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上高地観光旅館組合（以下「旅館組合」という。）が運営・管理する上高地公式ウェブサイトへの広告掲載に関して掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）との必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 上高地公式ウェブサイトへ掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい内容でなければならない。

(個別の基準)

第 3 条 この基準に規定するもののほか、個別の基準が必要な場合は、旅館組合が別途基準を作成することができる。

(広告の掲載場所)

第 4 条 広告は、上高地公式ウェブサイトに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、旅館組合が別に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第 5 条 次に定める業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

- ①原則として風俗営業と規定される業種
- ②原則として風俗営業類似の業種
- ③消費者金融
- ④規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑤その他、旅館組合にてふさわしくないと判断したもの

(広告の範囲)

第 6 条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- ①政治活動及び宗教活動に関係のあるとみなされるもの
- ②個人、団体などの意見広告及び名刺広告に類するもの
- ③公序良俗に反するおそれのあるもの
- ④青少年の健全育成上好ましくないもの
- ⑤商品先物取引および貸金業に類するもの
- ⑥第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑦他を誹謗、中傷または排斥するおそれのあるもの
- ⑧法令、規則等に反するもの
- ⑨社会的に適切でないもの
- ⑩旅館組合が掲載として適当でないと認めるもの

2 広告主は以下の各号を踏まえ、事業内容が趣旨に沿う内容であることとする。

- ①上高地への誘客効果を目的とする。
- ②情報提供を通して観光客の利便性を高めることを目的とする。
- ③各観光関連業、施設情報の提供を通して経済波及効果の増大に貢献することを目的とする。

(表示基準)

第 7 条 広告の表示内容については、以下の点に留意しなければならない。

- ① 広告に関する法令及び各業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること
- ② 広告主の名称を明示すること
- ③ 誇大表示、不当表示、その他不適切な表現をおこなわないこと
- ④ 第三者の肖像権及び著作権を侵害しないこと

(広告の種類、規格等)

第 8 条 広告について、次の各号に掲げる事項は、旅館組合が別に定めるものとする。

- ① 広告の種類
- ② 広告の規格
- ③ 広告の禁止表現
- ④ 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第 9 条 広告掲載期間についての決定は、旅館組合と締結する契約のなかでおこなうものとする。

(広告掲載の申込)

第 10 条 上高地公式ウェブサイトへの広告掲載を希望する者は、「バナー広告掲載申込書」により、広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 11 条 旅館組合は前条の規定により申込があった場合は、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき審査し、速やかに承認の可否を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主は、広告原稿を第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき作成し、原則として旅館組合が指定した日までに、指定した場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成した広告原稿を変更する場合、その経費は広告主が負担するものとする。
- 3 旅館組合は、提出された広告原稿の内容が規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(掲載料とその納入方法)

第 13 条 広告掲載に係る料金は、旅館組合が別に定める規定による。

- 2 掲載を決定された広告主は、第 11 条による掲載決定の通知受理後、旅館組合が指定する期日までに、旅館組合の発行する請求書に従って広告掲載料を納入することとする。
- 3 前項の広告掲載料納入にかかる経費については、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 旅館組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- ① 第 12 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- ② 第 13 条第 2 項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- ③ 広告主が本要綱、及び諸規定に違反したとき
- ④ 広告主が申込時の記入事項に、虚偽、不適切な記載などが認められたとき

- ⑤旅館組合が広告掲載の継続が困難であると判断したとき
- ⑥旅館組合が広告主として不適當であると判断したとき
- ⑦前各号に準ずる事情があるとき

2 旅館組合は、前各項の規定により、広告掲載を取消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(免責)

第 15 条 旅館組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとする。

- ①広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、利用者及び第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被った場合。又、利用者間、利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じた場合
- ②旅館組合は、上高地公式ウェブサイトの情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼働などについて何ら保障するものではなく、一切の責任を負わない。
- ③旅館組合は、何らかの法的措置により、法的根拠に基づいて情報の開示、システムの一時中断、停止、広告掲載の一時中断、停止を求められた場合、一切の責任を負わない。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 17 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、旅館組合と広告主双方で協議し、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本要綱、及び諸規定に関して生じた紛争については、旅館組合の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、旅館組合が別に定める。

2 各条において特に旅館組合が認める場合、この限りではないとする。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日（改訂）から施行する。